

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年11月26日(木曜日)

午前11時17分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時49分 散会

## 付託事件

議案第142号中別表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分, 議案第143号, 議案第146号, 議案第147号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第142号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第7号)中別表中歳出中第3款(民生費), 第4款(衛生費)中文教福祉委員会所管分及び第10款(教育費)中文教福祉委員会所管分
- ② 議案第143号 令和2年度水戸市国民健康保険会計補正予算(第2号)
- ③ 議案第146号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算(第2号)
- ④ 議案第147号 令和2年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)

## 2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君
福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君	福祉総務課長	堀江博之君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君

保健医療部長	大曾根	明子	君	保健医療部長 副部長	田中	誠一	君
保健所長	土井	幹雄	君	保健所技監兼 保健衛生課長	前田	亨	君
保健所参事兼 保健予防課長	小林	秀一郎	君	保健医療部 参事兼 国保年金課長	川津	英臣	君
保健総務課長	小林	かおり	君	地域保健課長	龍田	晴美	君
教育長	志田	晴美	君	教育部長	増子	孝伸	君
教育委員会 事務局教育部 参事	橋	義孝	君	教育委員会 事務局教育部 参事	菊池	浩康	君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅	修	君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木	功	君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 歴史文化財 課長	白石	嘉亮	君	総合教育研究 所長	春原	孝政	君
学校管理課長	細谷	康之	君	学校保健給食 課長	小川	佐栄子	君
学校施設課長	和田	英嗣	君	生涯学習課長	野澤	昌永	君
放課後児童 課長	大和	敦子	君	中央図書館長	松本	崇	君
総合教育 研究所副所長	湯澤	康一	君				

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富岡	淳	君	書記	昆節	夫	君
--------	----	---	---	----	----	---	---

午前11時17分 開議

○鈴木委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第142号ほか3件であります。

お諮りいたします。審査の進め方につきましては、初めに執行部に提出議案の説明を求め、次に質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第142号ほか3件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明を願います。

初めに、議案第142号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から、順次説明願います。

○堀江福祉総務課長 それでは、議案書①の3ページをお開き願います。

市議会議案第142号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

内容につきましては、議案書②、令和2年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の8ページ、9ページをお開き願います。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉行政に要する職員給与費から国民健康保険会計繰出金まで、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、3目高齢福祉費のうち、介護保険会計繰出金につきましては、介護保険事業に要する職員の給与改定や人事異動に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 続きまして、4目国民年金費につきましては、国民年金事務に要する職員給与費を347万1,000円増額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う減少額が11万7,000円、その他の増減額といたしまして、人事異動に伴う所要額の変更が358万8,000円の増額となっております。

続きまして、6目医療福祉費につきましては、医療福祉事務に要する職員給与費を133万3,000円増額するものです。

ページを返していただきまして、10ページ、11ページを御覧願います。

内訳といたしましては、給与改定に伴う減少額が7万7,000円、その他の増減額といたしまして人事異動等に伴う所要額の変更が141万円の増額となっております。

7日後期高齢者医療費につきましては、後期高齢者医療事務に要する職員の給与改定及び職員の育児休業に伴い会計年度任用職員を任用したことにより、後期高齢者医療会計への繰出金を68万9,000円増額するものでございます。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉行政に要する職員給与費及び子ども発達支援センター運営管理に要する職員給与費につきまして、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、3目保育所費につきましては、保育所入所事務に要する職員及び市立保育所運営管理に要する職員の給与改定に伴うものと、人事配置等に伴う職員給与の整理によるものでございます。また、会計年度任用職員の給与費の整理に伴い、減額補正を行うものでございます。

○大和放課後児童課長 続きまして、4目放課後児童費につきましては、放課後児童事務に要する職員給与の補正をするものです。内訳につきましては、給与改定や人事異動等に伴う所要額の変更によるものです。

○櫻井生活福祉課長 続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、生活保護行政に要する職員給与費を減額するもの、あわせて、生活保護行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては、職員の欠員により増額補正をするものでございます。

○小林保健総務課長 続きまして、第4款衛生費、1項保健所費、1目保健所管理費につきましては、保健所運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。また、保健所運営管理に要する会計年度任用職員給与費につきましては、職員の育児休業等の補充のため、また、新型コロナウイルス感染症に対する保健所体制強化等のための臨時職員の雇用に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

続きまして、7目動物愛護センター費につきましては、動物愛護センター運営管理に要する職員給与費について、給与改定や人事異動等に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 続きまして、教育費を御説明いたします。

22ページ、23ページをお開き願います。

第10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、教育委員会事務局に所属する職員の給与改定及び人事配置に伴う職員給与費の整理並びに会計年度任用職員の給与費等について補正を行うものでございます。

○湯澤総合教育研究所副所長 続きまして、3目総合教育研究所費につきましては、総合教育研究所運営管理に要する職員給与費につきまして、給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

○細谷学校管理課長 続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、小学校運営管理に要する職員給与費につきまして、給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、中学校運営管理に要する職員給与費につきまして、給与改定及び人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につき

ましては、市立幼稚園の運営管理に要する職員の給与改定及び人事配置に伴う職員給与の整理によるもの、また、会計年度任用職員の給与の整理に伴い、減額補正をするものでございます。

○松本中央図書館長 続きまして、5項社会教育費、2目図書館費につきましては、図書館運営管理に要する職員の給与改定及び人事配置に伴う整理によるもの、また、会計年度任用職員の所要額について補正を行うものでございます。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、3目博物館費につきましては、博物館職員の給与改定や人事異動等による所要額の補正を行うものでございます。

○野澤生涯学習課長 続きまして、5目少年自然の家費につきましては、少年自然の家運営管理に要する職員の給与改定や人事異動に伴う所要額の補正を行うものでございます。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、職員の給与改定や人事異動による所要額の補正、会計年度任用職員の給与費の補正を行うものでございます。

○野澤生涯学習課長 続きまして、7目みと好文カレッジ費につきましては、みと好文カレッジ運営管理に要する職員の給与改定や人事異動に伴う所要額の補正を行うものでございます。

○小川学校保健給食課長 続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。

6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、学校給食共同調理場運営管理に要する職員の給与改定及び人事配置に伴う職員給与費の整理によるもの及び会計年度任用職員の報酬等について補正を行うものでございます。

議案第142号の補正予算の説明につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第143号 令和2年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 それでは、議案書①の7ページをお開き願います。

市議会議案第143号 令和2年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和2年度水戸市国民健康保険会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ281万7,000円減額し、224億6,418万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書②、令和2年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の40ページ、41ページを御覧願います。

初めに、歳入についてであります。第5款1項1目一般会計繰入金につきましては、国民健康保険の事務に係る職員給与費等の減額に伴い、その他繰入金を281万7,000円減額するものでございます。

次に、歳出でございます。第1款1項1目一般管理費につきましては、一般管理事業に要する職員給与費を106万7,000円減額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う減少額が19万2,000円、その他の増減額といたしまして、人事異動に伴う所要額の変更が87万5,000円の減額となっております。

同じく、第1款2項1目徴税総務費につきましては、課税事務に要する職員給与費を175万円減額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う減少額が15万7,000円、その他の増減額といたしまして、人事異動に伴う所要額の変更が159万3,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第146号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、議案書①に戻っていただきまして、13ページをお開き願います。

市議会議案第146号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）につきましては、介護保険事業に要する職員の給与改定及び人事異動等に伴う補正措置でございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出それぞれ573万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を241億9,073万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、恐れ入りますが議案書②をお願いいたします。

議案書②、令和2年度補正予算に関する説明書の64ページ、65ページをお願いいたします。

歳入におけます第7款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入額のうち、介護保険事業に伴います職員の給与改定及び人事異動に伴います所要額を増額補正するものでございます。

ページを返していただきまして、66、67ページをお開き願います。

歳出におけます、第1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険課職員につきまして、またその次の、第3款2項1目一般介護予防事業費及び第3款3項1目包括的支援事業費につきましては、高齢福祉課地域支援センターの職員についての給与改定等に伴う所要の補正をするものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第147号 令和2年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 それでは、議案書①の15ページをお開き願います。

市議会議案第147号 令和2年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和2年度水戸市後期高齢者医療会計の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79万5,000円増額し、予算総額を39億179万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書②、令和2年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の74、75ページをお開き願います。

初めに、歳入についてであります。第3款1項1目事務費繰入金につきましては、会計年度任用職員の任用に伴いまして、一般会計からの繰入れであります事務費繰入金を68万9,000円増額するものでございます。

第5款4項2目雑入につきましては、会計年度任用職員の任用に伴い、社会保険掛金を10万

6,000円増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款1項1目一般管理費のうち、説明覧の1つ目の丸、後期高齢者医療事務に要する職員給与費につきましては、16万8,000円減額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う減少額が8万3,000円、その他の増減額といたしまして、職員の育児休業に伴う所要額の変更が8万5,000円の減額となっております。

説明欄の2つ目の丸、後期高齢者医療事務に要する会計年度任用職員給与費につきましては、職員の育児休業に伴いまして会計年度任用職員1名を任命したため、所要額を96万3,000円増額するものでございます。

説明は以上でございます。

**○鈴木委員長** 以上で提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより質疑を行いたいと思いますが、質疑の方法につきましては、議案第142号、議案第143号、議案第146号及び議案第147号の4件については、いずれも人事費関連の予算を補正するものでございますので、一括して質疑を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木委員長** 御異議なしと認め、一括して質疑を行います。

それでは、議案第142号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに議案第143号 令和2年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）並びに議案第146号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）並びに議案第147号 令和2年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

**○土田委員** 文教福祉委員会には条例改正のほうは入っていないので、補正予算だけなので、すみません、ちょっと質疑というか、1つだけ意見を言わせていただきたいと思います。

今回の補正予算で、今回からの期末手当が下げられるわけなんですけれども、これは人事院勧告なので委員会としては仕方がない部分だと思います。

ただ、今、この新型コロナの影響で本当に職員の皆さんが大変な思いでやってきたこの1年間で、目の前の期末手当、いろいろ生活設計もあったことと思います。これをいきなり下げてくるというのは、ちょっと納得がいかないものと思うのと、特にこの文教福祉委員会では保健、教育、福祉、一番大変な思いをしていた皆さんに対してこういう議案が出てくることを本当に残念に思います。意見になっちゃいますね、すみません。

**○鈴木委員長** ほかにございますか。

木本委員。

**○木本委員** 今、土田委員のおっしゃるとおり、個別の補正ですので、基本が条例で0.05月分下げるというのと、あといわゆる人員の配置の違いによって、その増額がちょっと変わっているという前提の御説明だったと思うんですね。

そもそも論でこれちょっとお伺いしたいんですけども、あれ、今年からでしたか、会計年度任用職員制度というんですか。そうすると、これ去年だったら、この会計年度任用職員制度の皆さん方が、先ほど御説明した分というのは入っていなかったということでもいいのかな。

〔発言する者あり〕

○木本委員 そう、その分の話だということでもいいんですね。

〔発言する者あり〕

○木本委員 そうです。去年は会計年度任用職員制度がなくて、いわゆる嘱託職員だとか、あれにはついていなかった分だという認識でいいの——あ、違う。ちょっと説明して。ちょっとそこを教えてもらいたいのだけれども。

○鈴木委員長 三宅教育部参事兼教育企画課長。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 教育委員会の人事担当ということで、私のほうからちょっと御説明させていただきます。

会計年度任用職員につきましては、今回の人事院勧告の期末手当の影響は受けませんので、その影響はございません。今回、各課で出している会計年度任用職員の補正につきましては、職員が育休ですとか、育児休業ですとか、病気の休職とか、そういったところの欠員が生じた分を埋めている会計年度任用職員については当初予算に入っておりませんので、その分を増額補正させていただいているという内容でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ごめんなさい、そうしたらこの特定任期付職員と会計年度任用職員はイコールだと思ったけど、これは違うんだね。これは何。特定任期付職員と会計年度任用職員の違いを教えてください。

○鈴木委員長 三宅課長。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 特定任期付職員は定数にも含まれる職員で、水戸市にはその職員は、現在おりません。

〔「いないの」と呼ぶ者あり〕

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 ええ。

〔「保健所長」と呼ぶ者あり〕

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 あ、保健所長だけです。すみません、そうですね。特に専門性の高い職員についての給料表が適用になっているものでございます。

〔「専門性の高い人を特定と言っているの」と呼ぶ者あり〕

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 そうですね、はい。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうするとごめんなさい、議案説明会の資料で、(ア)と(イ)があって、一般の職員と特定任期付職員というものがこう別々にあってね、なぜカテゴリーが違うのかと思ってたんですけども、これがいわゆる会計年度任用職員のことかと思ったら、これ違うんだ、所長のことなんだね。所長のほうがちょっと多くもらっているんだもんね。

〔「所長に限らずです。特定の技術を持っている人が」と呼ぶ者あり〕



○木本委員 ということですか。

〔「だから、たまたま所長が該当するというけれども」呼ぶ者あり〕

○木本委員 失礼しました。

〔「所長のためにつくっているわけじゃない」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 ごめんなさい、じゃ、これを聞きます。文教福祉委員会だから聞けると思うんですけども、特定任期付職員というのは具体的には——所長だけですか。それとも、保健所にいる専門性の高い方、結構いらっしやると思うんですけども、そういった方全員がこれなんですか。その御説明がないと、これちょっとこれ分からない。特定任期付職員とは、どの役職の方を言うのか教えてください。

〔発言する者あり〕

○木本委員 人というか、その役職を教えてください。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

保健所におきまして特定任期付職員であるのは、保健所長1人のみ（※令和2年11月27日文教福祉委員会で訂正）となっております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

木本委員。

○木本委員 分かりました。はい、理解できました。

じゃ、この(イ)に関しては、その対象はそれだけということなんですね。私、ちょっと一般の職員とそうじゃない職員との分け方としてのカテゴリーかと思ったんですけども、そうじゃないんですね。

いずれにしても、期末手当が下がることによってモチベーションを下げないで、ぜひこのコロナ禍にそれぞれの担当課によって御尽力を尽くしてもらいたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 基本的な質問で、ちょっと教えていただきたいと思います。

議案書②の24ページの教育費、小学校費と中学校費と幼稚園費で、減額とそうではないところがあるんですけども、それについて、どうしてこう小、中、幼で違うのかというのを教えていただきたいと思えます。

○鈴木委員長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 小学校におきましては、予算当時は43名で予定しておりましたが、現員が40名ということで3名の減となっております。中学校におきましては、予算のときは10名でしたが、現在11名ということで1名増ということになっておりまして、その関係で小学校では減額、中学校では増額となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 あと幼稚園についても。

鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 幼稚園につきましては、職員の異動等により単価が変わっているもので、職員給与としては減額になっております。また、会計年度任用職員につきましては、産休等で会計年度任用職員の増員ということで、報酬は増額ということになっております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○後藤委員 はい、ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第142号、議案第143号、議案第146号及び議案第147号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、これより各案件について、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、採決の方法につきましてもただいまの質疑と同様、議案第142号ほか3件について、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括して採決を行います。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

それでは、議案第142号、議案第143号、議案第146号及び議案第147号について、ご意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 今回の議案につきましては、全て反対の立場から一言意見を言わせていただきます。

先ほど少し話しましたように、今回、いきなり直前になって期末手当を下げること自体に反対です。特にこの文教福祉委員会の職員の皆さんのような大変な仕事をされてきた方は、むしろこのコロナ禍において、逆に手当を追加するべきではないかという考えを持っております。という理由で、本議案には反対をいたします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第142号、議案第143号、議案第146号及び議案第147号の4件について、一括採決いたします。

議案第142号中別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分、議案第143号、議案第146号及び議案第147号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 挙手多数であります。

よって、議案第142号、議案第143号、議案第146号及び議案第147号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第142号ほか3件についての審査は全て終了いたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りします。

委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時49分 散会